署長　殿

生企発第1089号
平成28年12月７日
10年保存（口訓）
本　　部　　長

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律及び銃砲刀剣類所持等取締法施行規則の一部を改正する内閣府令の施行について（通達乙）

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の一分を改正する法律（平成28年法律第97号。以下「改正法」という。）が平成28年11月25日に成立し、平成28年12月２日に公布及び施行され、これに伴う銃砲刀剣類所持等取締法施行規則の一部を改正する内閣府令（平成28年内閣府令第64号）も平成28年12月２日に公布及び施行されることとなった。

それぞれの改正の内容及び留意事項は、下記のとおりであるので、事務処理上誤りのないようにされたい。

記

１　改正の内容

(1)　鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の改正

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号）附則第３条第２項の規定により、鳥獣被害対策実施隊員以外の被害防止計画に基づき猟銃を使用して対象鳥獣の捕獲等に従事している者であって、内閣府令・農林水産省令・環境省令で定めるものが、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第111号）の一部施行日から平成28年12月３日までの間に新たに銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第６号。以上「銃刀法」という。）第４条の２第１項の規定により当該種類の猟銃の所持の許可の申請をした場合又は同法第７条の３第１項の規定による当該種類の猟銃の所持の許可の更新の申請をした場合においては、特例として、同法第２項に規定する技能講習修了証明書の交付を受けていなくても許可又は許可の更新を受けることができるされているところ、当該特例の期限を５年間延長し、平成33年12月３日までとする。

(2)　銃砲刀剣類所持等取締法施行規則の改正

改正法の施行に伴い、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和33年総理府令第16号）第11条第１項第６号に規定されている上記特例の期限を平成33年

12月３日までに改める。

２　留意事項

(1)　猟銃所持許可等申請が適切に行われるよう、改正内容についてウェブサイト等を通じて広く周知するとともに、署担当者に対する教養を徹底して事務処理上誤りのないようにすること。

(2)　改正法の成立に際し、参議院農林水産委員会における決議及び衆議院農林水産委員会における附帯決議がなされていることから、技能講習免除者の猟銃の操作及び射撃の技能向上並びに安全確保が図られるよう、経験者講習及び猟銃等一斉検査等の場を通じ、銃刀法第10条の２第１項及び第２項に基づく指定射撃場における射撃の練習を行うよう技能講習免除者に指導されたい。

３　添付資料

別添１：官報（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律。平成28年法律第97号）

別添２：官報(銃砲刀剣類所持等取締法施行規則の一部を改正する内閣府令。平成28年内閣府令第64号)

別添３：鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する決議

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

平成二十八年十二月二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第九十七号

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成十九年法律第百三十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「かんがみ」を「鑑み」に、「及びこれ」を「並びにこれ」に、「特別の措置等」を「対象鳥獣の捕獲等の許可に係る特例、被害防止施策の実施に係る財政上の措置、協議会及び鳥獣被害対策実施隊の設置並びに捕獲等をした対象鳥獣の適正な処理及び食品としての利用等のための措置その他の特別の措置」に改める。

第四条第二項中第七号を削り、第八号を第十号とし、第六号を第九号とし、第五号の二を第六号とし、同号の次に次の二号を加える。

七　捕獲等をした対象鳥獣の処理（次号に規定する有効な利用に伴うものを除く。第十条において同じ。）に関する事項

八　捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

第四条第十一項を同条第十二項とし、同条第十項を同条第十一項とし、同条第九項中「第五項から」を「第六項から」に、「第五項後段」を「第六項後段」に、「第七項」を「第八項」に、「第九項」を「第十項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項を同条第九項とし、同条第七項中「第五項前段」を「第六項前段」に改め、同項を同条第八項とし、同条第四項から第六項までを一項ずつ繰り下げ、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　市町村は、その区域内における鳥獣による農林水産業等に係る被害の状況を勘案し、被害防止施策を効果的かつ効率的に実施するため必要があると認めるときは、第二項第九号の事項に、鳥獣被害対策実施隊の設置に関する事項を記載しなければならない。

第六条第一項中「第四条第八項後段（同条第九項」を「第四条第九項後段（同条第十項」に改め、同条第三項中「第四条第九項」を「第四条第十項」に、「同条第八項後段」を「同条第九項後段」に改める。

第七条中「第四条第十項」を「第四条第十一項」に改める。

第七条の二の次に次の一条を加える。

（指定管理鳥獣捕獲等事業との連携）

第七条の三　被害防止計画が定められている市町村の区域において指定管理鳥獣捕獲等事業（鳥獣保護管理法第七条の二第二項第五号に規定する指定管理鳥獣捕獲等事業をいう。）が実施される場合には、当該市町村及びその区域内において被害防止計画に基づく被害防止施策の実施に携わる者並びに当該指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する都道府県等（鳥獣保護管理法第十四条の二第八項に規定する都道府県等をいう。）及びその実施に携わる者は、当該被害防止施策が円滑かつ効果的に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。

第九条に次の一項を加える。

８　国及び都道府県は、被害防止計画に基づく被害防止施策の実施体制の整備を促進するため、鳥獣被害対策実施隊の設置、その機能の強化その他の市町村が行う鳥獣被害対策実施隊に関する措置について、必要な支援に努めるものとする。

第十条の見出し中「及び食品としての利用等」を削り、同条中「及び食品としての利用等その有効な利用」及び「、有効な利用方法の開発、食品としての利用に係る技術の普及、加工品の流通の円滑化」を削る。

第十条の二を第十条の三とし、第十条の次に次の一条を加える。

（捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等）

第十条の二　国及び地方公共団体は、被害防止計画に基づき捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用における安全性を確保するため、当該対象鳥獣の食品等としての安全性に関する情報の収集、整理、分析及び提供に努めなければならない。

２　国及び地方公共団体は、被害防止計画に基づき捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用の促進を図るため、必要な施設の整備充実、食品としての利用に適した方法による捕獲等に関する情報の提供、食品としての利用に係る技術の普及、食品としての利用等その有効な利用に係る開発又は需要の開拓の取組等に対する支援、加工品の流通の円滑化その他の必要な措置を講ずるものとする。

３　国は、国、地方公共団体、事業者、民間の団体その他の関係者が相互に連携を図りながら協力することにより、被害防止計画に基づき捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用が図られることに鑑み、これらの者の間の連携の強化に必要な施策を講ずるものとする。

第十四条中「及び技術開発」を「の推進、捕獲等の技術の高度化等のための技術開発」に改める。

第十五条中「捕獲等」の下に「（食品としての利用等に適した方法によるものを含む。）」を、「行う者」の下に「、捕獲等をした鳥獣の食品としての利用等について専門的な知識経験を有する者」を加える。

第十六条の二第一項中「第十条及び」を削り、「前条」を「第十六条」に改め、「含む」の下に「。第二十一条において同じ」を加え、同条を第十六条の三とし、第十六条の次に次の一条を加える。

（表彰）

第十六条の二　国及び地方公共団体は、被害防止施策（第十三条から第十五条までの措置を含む。）の実施に関し顕著な功績があると認められる者に対し、表彰を行うよう努めるものとする。

第十七条に次の一項を加える。

２　国及び地方公共団体は、前項の措置を講ずるに当たっては、捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用の促進が図られるよう、その利用が自然の恩恵の上に成り立つものであり、かつ、被害防止施策の実施に携わる者その他の関係者の様々な活動に支えられていることについて、国民の理解を深めるよう配慮するものとする。

第十七条の次に次の一条を加える。

（危害の発生の防止）

第十七条の二　国及び地方公共団体は、鳥獣による農林水産業等に係る被害を防止するための取組において、国民の生命又は身体に対する危害が発生することを防止するため、安全の確保に関する知識の普及その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

本則に次の一条を加える。

（鳥獣被害対策推進会議）

第二十一条　政府は、関係行政機関（農林水産省、環境省その他の関係行政機関をいう。）相互の調整を行うことにより、被害防止施策の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るため、鳥獣被害対策推進会議を設けるものとする。

附則第三条第二項中「平成二十八年十二月三日」を「平成三十三年十二月三日」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この法律は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この法律の施行の際現に存するこの法律による改正前の鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律第四条第一項の規定に基づく被害防止計画は、この法律による改正後の鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律第四条第一項の規定に基づく被害防止計画が定められるまでの間、同項の規定に基づく被害防止計画とみなす。

内閣総理大臣　安倍　晋三
農林水産大臣　山本　有二

○内閣府令第六十四号

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律（平成二十八年法律第九十七号）の施行に伴い、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十八年十二月二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

銃砲刀剣類所持等取締法施行規則の一部を改正する内閣府令

銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和三十三年総理府令第十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（申請書の添付書類） **第十一条**　法第四条の二第三項（法第五条の四第三項、第六条第三項、第七条の三第三項、第九条の五第四項及び第九条の十第三項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の内閣府令で定める書類は、次に掲げるとおりとする。 ［一～五　略］ 六　法第四条第一項第一号の規定により許可を受けようとする者又は法第七条の三第一項の規定により許可の更新を受けようとする者（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律附則第三条第二項に規定する者であつて、平成三十三年十二月三日までの間にその者が対象鳥獣の捕獲等に使用する種類の猟銃の所持の許可の申請又は当該種類の猟銃の所持の許可の更新の申請をしようとするものに限る。）については、猟銃を使用して同法第四条第一項に規定する被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者であることを証明する書類、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律附則第三条第一項に規定する特定鳥獣被害対策実施隊員等に関する命令第三条の規定により交付を受けた書面（同令第二条第一号の特定捕獲等に係るものに限る。）及び同条第二号に該当する者であることを誓約する書面 ［七～十六　略］ ［２・３　略］	（申請書の添付書類） **第十一条**　［同上］ ［一～五　同上］ 六　法第四条第一項第一号の規定により許可を受けようとする者又は法第七条の三第一項の規定により許可の更新を受けようとする者（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律附則第三条第二項に規定する者であつて、平成二十八年十二月三日までの間にその者が対象鳥獣の捕獲等に使用する種類の猟銃の所持の許可の申請又は当該種類の猟銃の所持の許可の更新の申請をしようとするものに限る。）については、猟銃を使用して同法第四条第一項に規定する被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者であることを証明する書類、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律附則第三条第一項に規定する特定鳥獣被害対策実施隊員等に関する命令第三条の規定により交付を受けた書面（同令第二条第一号の特定捕獲等に係るものに限る。）及び同条第二号に該当する者であることを誓約する書面 ［七～十六　同上］ ［２・３　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この府令は、公布の日から施行する。

別添３

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する決議

政府は、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律の施行に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

一　被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等については、鳥獣被害対策実施隊により実施されることとなるよう、その設置数の増加を図るとともに、狩猟者の鳥獣被害対策実施隊員への移行・加入を促進すること等を通じ、猟銃等による捕獲等を行う隊員数の増加を図るために必要な措置を講ずること。

二　銃砲刀剣類所持等取締法に基づく技能講習の免除措置が平成二十四年改正により設けられた際の検討の経緯等を十分に踏まえ、当該免除措置を受ける者に対しては、事故防止のための指導を適切に実施するとともに、猟銃の操作及び射撃の技能向上並びに安全確保が図られるよう必要な措置を講ずること。

三　効果的な被害防止活動の実施及び正確な捕獲数の把握による個体数管理を進めるため、捕獲事業の実施に当たって、当該事業の厳格な運用を行うよう、地方公共団体に対し適切に指導・助言を行うこと。

四　対象鳥獣の捕獲等に要する費用に対する財政上の措置については、その適正な支出が確保されるよう万全を期すこと。

五　捕獲等をした鳥獣についての有効な利用を促進するため、食肉としての活用のほか、ペットフード、飼料、皮革製品、漢方薬等の多様な活用の在り方を検討し、その促進のために必要な措置を講ずること。

別添３

六　捕獲等をした鳥獣について食肉としての流通及び消費を拡大する観点から、当該食肉の安全性その他必要な情報の表示に関する施策について検討すること。

七　被害防止施策と指定管理鳥獣捕獲等事業との連携に係る施策を講ずるに当たっては、地域において活動する狩猟者団体その他関係者間の都道府県による調整機能が一層強化されるよう、都道府県に対し積極的な指導を行うこと。

八　鳥獣の生息状況及び生息環境等に関する科学的な調査に基づく鳥獣の個体数等の適確な把握のための取組を促進し、その調査結果を被害防止対策に活用できるようにすること。

九　平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による災害によって鳥獣の捕獲等又は捕獲等をした鳥獣の利用が困難となっている地域があることに鑑み、関係行政機関が連携して必要な施策を着実に実施すること。

右決議する。